

## 償還の開始時期について

- ・貸付決定時に定めた据置期間経過後に償還が始まります。

※据置期間は送金完了後に始まります。(ただし、教育支援資金は、貸付けを受け就学した学校を卒業した翌月から据置期間が始まります。)

## 償還手段の方法

- ・貸付決定時の方法（月賦・半年賦・年賦）、期間・回数で償還していただきます。

### ①口座振替

- ・貸付決定時等に申込書を作成してください。
- ・振替は、毎月13日です。(土日、祝日にあたる場合は翌営業日。)
- ・1回の振替に際し、手数料110円かかります。

### ②払込用紙による振り込み

- ・所定の「払込用紙（払込取扱票）」を使い、銀行等窓口でお振込みください。
  - ・「埼玉りそな銀行」・「りそな銀行」の本支店窓口から振り込む場合は、取扱手数料がかかりません。
- ※上記以外の銀行等においては、銀行等によりご負担する取扱手数料が異なりますのでご注意ください。
- なお、払込用紙はコンビニでは利用できません。
- ・本会口座への着金は銀行でのお支払後、1週間程度かかりますので、償還期日（月末）まで余裕をもってお振り込みください。本会に着金した日が償還日となりますので、ご了承ください。

### ③ATM・ネットバンキングによる振り込み

- ・お名前の前に貸付コードを入力してください。
- ・銀行等によりご負担する取扱手数料が異なります。

## 償還の留意点

- ・実際の据置期間や償還期間・償還額等の条件は貸付決定後に通知される書類等で必ずご確認ください。
- ・最終償還期限日が過ぎても貸付元利金の償還が完了していない場合、最終償還期限日の翌日からその残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。
- ・「残元利金を一括で償還する場合」や「繰上償還を希望する場合」は、必ず事前にお住まいの市町村の社会福祉協議会または、埼玉県社会福祉協議会までご相談ください。

## その他

- ・償還に関してお困りごとがありましたら、お住まいの市町村の社会福祉協議会または埼玉県社会福祉協議会までご相談ください。